

2023 支笏湖動力船乗入承認申請について

1 支笏湖で釣りに動力船を使用する場合は、あらかじめ許可を受けることが必要です。

平成 18 年から支笏湖全域で動力船の乗入れが規制されています

許可は、毎年度受ける必要があります。船舶検査証書有効期限切れ等には、注意してください。

2 許可を受けることができる動力船は次のとおりです。

(1) 支笏湖漁業協同組合遊漁規則により定められた区域及び期間・時間において、**釣りを目的**とするもの

ア 解禁期間 6月1日から8月31日まで

許可を受けた動力船であっても、上記期間以外に乗り入れすることはできません。

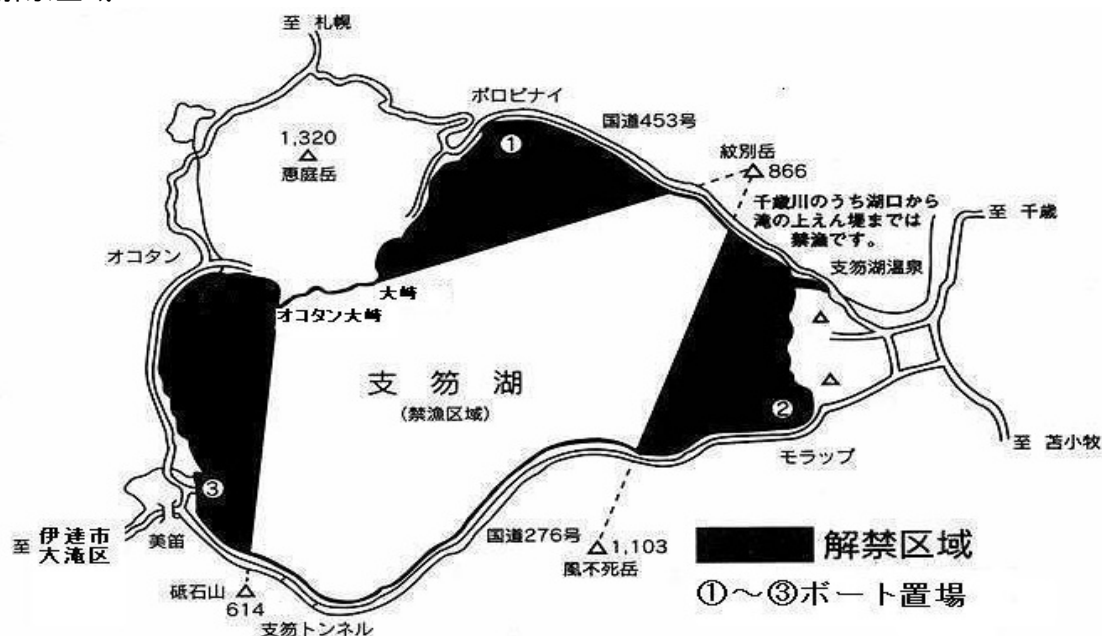
イ 釣りのできる時間 6月 3時から19時30分まで

7月 3時30分から19時30分まで

8月 4時から19時まで

夜間の釣りは禁止されていますのでご注意ください！

ウ 解禁区域



(2) 特殊小型船舶（水上バイク）は乗り入れできません。

(3) 法令等により定められた利用上の規制、基準等及びビルールとマナーを守ってください。

(4) 動力船の湖への乗入れに際しては、ボート事業者等の斜路を利用するようにお願いします。

斜路の利用にあたっては、各ボート事業者にお問い合わせください。

《ボート事業者連絡先》

図面番号	ボート事業者名	電話番号
	ポロピナイカンパニー	0123-25-2041
	支笏湖ボートハウス	090-3392-9747
	支笏湖ボートハウス	090-3392-9747

* 支笏湖オコタン野営場は、平成 23 年度から休止しておりますのでご注意願います。

* いずれのボート置場も収容数に限りがありますのでご了承願います。

注意事項

支笏湖地区では、平成 19 年 11 月に支笏湖漁業協同組合が設立され、平成 20 年 3 月 1 日に共同漁業権免許の取得と遊漁規則が認可されましたので、平成 20 年 6 月から「ヒメマス釣り」は有料となっています。また、遊漁規則に規定する制限などにも遵守する必要がありますので留意してください。

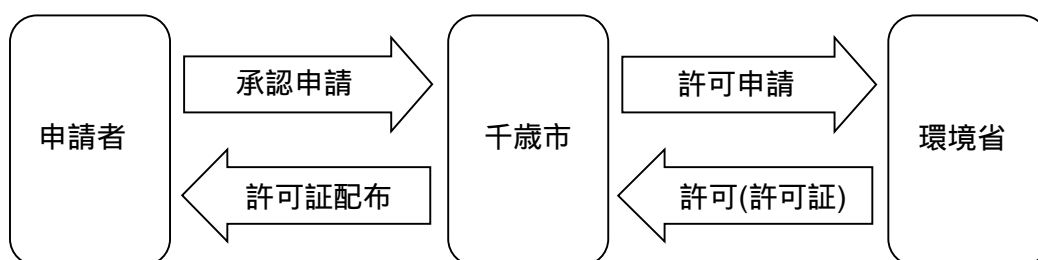
動力船乗入れ許可申請の方法と受付期間

3 支笏湖において釣りを目的として動力船を使用する方は、次の要領で期限内に申請してください。

- (1) 令和5年の受付期間 令和5年3月1日(水)～令和5年4月7日(金)
(窓口開庁時間) 8時45分から17時15分まで(土日祝日を除く)
郵送可・期間内必着

(2) 許可申請の流れ

環境省への乗入れ許可申請に際しては、千歳市長の承認が必要とされています。そのため、申請に際しては、先ず千歳市に承認申請を提出して頂き、その後一括して千歳市が環境省に許可申請を行います。



許可証配布(郵送)は5月下旬の予定です。

(3) 申請に必要な書類

- ア 支笏湖動力船乗入承認申請書(第1号様式)
- イ 船舶検査証書の写し (船舶検査の必要な船舶に限ります)
- ウ 船舶検査手帳の写し (船舶検査の必要な船舶に限ります)
記入されている全てのページの写しを提出してください
- エ 小型船舶操縦免許証の写し (当該船舶の操縦に免許が必要な場合に限り)
- オ 船体写真(船体全体を撮影したもので、船舶番号等が確認できるもの)
- カ A4書類用角2封筒(140円切手を貼付し、返送先住所氏名をあらかじめ記載してください)
許可証の返送用の封筒になります。(料金不足については、受取人払いとさせていただきます)

ア 支笏湖動力船乗入承認申請書の様式等は、次の方法で入手することができます。

- ・千歳市の公式ホームページ(<http://www.city.chitose.lg.jp/>)からダウンロード
- ・千歳市役所観光スポーツ部観光課の窓口
(窓口に来ることができない場合は、郵送等での送付もいたします)

(4) 申請書等の提出先

必要な書類を揃えて、受付期間内に下記まで提出してください。(郵送可・期間内必着)

書類が揃っていない場合は受付できないことがあります。

受付期間を過ぎた場合は、許可をすることができません。

FAXや電子メールによる提出は、受け付けることができません。

【提出先&お問い合わせ先】

〒066-8686 北海道千歳市東雲町2丁目34番地

千歳市観光スポーツ部観光課水産振興係 電話 0123-24-0381

(窓口開庁時間) 8時45分から17時15分まで(土日祝日を除く)